

(設置)

第 1 条 県央県南広域環境組合は、ごみ処理に伴い発生する熱量の有効活用により地球環境負荷の軽減を図るとともに、利用者が環境学習を通じサーマルリサイクルを実感し、リサイクル意識を高めることを目的に余熱利用施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 県央県南広域環境組合余熱利用施設

位置 諫早市福田町 1184 番地

(主要施設)

第 3 条 施設の主要施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) サーマルリサイクル体験施設(プール、浴場)

(2) 環境学習室(研修室)

(施設の管理)

第 4 条 施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第 5 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の利用の許可に関する業務

(2) 施設の利用に係る利用料金に関する業務

(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(1) 施設の管理運営に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第 7 条 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、住民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、第 5 条に掲げる業務を行うことにより、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書等に沿った施設の管理運営を安定して行うことができるものであること。

(4) この条例の目的に照らして、設置者との連携が十分に図れるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、事業報告書を次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 施設の管理運営に関する実績報告書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(業務報告の聴取等)

第 9 条 管理者は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第 10 条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、管理者は賠償の責めを負わない。

(開館日)

第 11 条 施設は、次の各号に掲げる日(以下「休館日」という。)を除き開館するものとする。

- (1) 毎週火曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日にあたるときは、その翌日)
 - (2) 12 月 31 日から翌年の 1 月 2 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第 12 条 施設の開館時間は、午前 10 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、これを変更することができる。

(利用許可)

第 13 条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を許可してはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき又はこれらのおそれがある物品、動物その他これらに類するものを携帯するとき。
 - (4) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は第 1 項の許可を与える場合において施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を附することができる。
- 4 第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第 14 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。

- (1) その利用が前条第 2 項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
 - (2) 前条第 3 項の規定による条件に違反したとき。
 - (3) 前条第 4 項の規定に違反したとき。
 - (4) 虚偽その他不正な行為により前条第 1 項の許可を受けたとき。
 - (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項の規定による許可の取り消しによって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責を負わない。

(利用許可事項の変更等)

第 15 条 利用者が第 13 条第 1 項の規定により許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第 16 条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者は、その利用が終わったとき、又は第 14 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金)

第 17 条 施設の利用については有料とし、利用者は利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の還付)

第 18 条 すでに納付した利用料金については還付しない。ただし、指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第 14 条第 1 項第 5 号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消されたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、第 15 条の規定による施設の利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

(利用料金の減免)

第 19 条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第 20 条 利用者は、施設をき損し、又は滅失したときは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他利用者の責によらない事由による場合はこの限りでない。

(秘密保持義務)

第 21 条 指定管理者又は施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条から第 7 条までの規定及び第 22 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 3 日条例第 2 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 17 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の規定、第 2 条の規定による改正後の県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の規定及び第 3 条の規定による改正後の県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入又は許可したものの手数料等(ごみ処理手数料、余熱利用施設の利用料金及び行政財産使用料をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に搬入又は許可したものの手数料等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 9 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可したものの利用料金について適用し、同日前に許可したものの利用料金については、なお従前の例による。

別表(第 17 条関係)

区分		金額
プール	大人(中学生以上)	630円
	小人(小学生以上)	420円
	幼児(4歳以上)	260円
浴場	大人(中学生以上)	630円
	小人(小学生以上)	420円
	幼児(4歳以上)	260円

備考 3 歳以下は、無料とする。

○県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 23 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第 2 条 条例第 6 条に規定する申請書は、県央県南広域環境組合余熱利用施設指定管理者指定申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 6 条第 1 号に規定する事業計画書は、県央県南広域環境組合余熱利用施設(以下「施設」という。)に係る次の事項を記載するものとする。

- (1) 施設の管理運営に対する基本方針及び内容
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

3 条例第 6 条第 2 号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設の運営に関する提案書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 団体の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(事業報告)

第 3 条 条例第 8 条に規定する事業報告書は、県央県南広域環境組合余熱利用施設指定管理者事業報告書(様式第 2 号)によるものとする。

2 条例第 8 条第 1 号に規定する事業報告書は、施設に係る次の事項を記載するものとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者の定める事項

3 条例第 8 条第 2 号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 財産目録
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者の定める書類

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。